

2023.1.28

TCU支援会主催 遺贈特別セミナー

「遺贈によって感謝を後世につなぐ」

■現代日本におけるキリスト教葬儀の意義

大和昌平先生（本学教授 神学部長）

■キリスト教葬儀からの宣教の可能性

野田和裕先生（株式会社ライフワークス 代表取締役）

■思いを伝える遺贈と遺言書

長岡正先生（税理士 税理士法人シリウス長岡事務所代表社員）

遺贈とは？

⇒天に召されるその前に 愛する人へプレゼント

遺贈寄付 家族の理解大事に

財産で最後の社会貢献

遺言書残し寄付も 事務任を準備

遺言書を残すことで、遺言執行者や相続人、遺言執行費の負担などを事前に決めておくことが重要です。また、遺言書を作成する際には、遺言執行者の選定や、遺言執行費の負担方法などを決めておくことが大切です。

遺言書を作成する際には、遺言執行者の選定や、遺言執行費の負担方法などを決めておくことが大切です。

遺言書を作成する際には、遺言執行者の選定や、遺言執行費の負担方法などを決めておくことが大切です。

項目	内容
遺言による寄付	財産の全部または一部を、特定の団体に寄付する。遺言執行者は、遺言の趣意に基づき、団体に寄付する。
遺言による寄付	財産の一部を、特定の団体に寄付する。遺言執行者は、遺言の趣意に基づき、団体に寄付する。
遺言による寄付	財産の一部を、特定の団体に寄付する。遺言執行者は、遺言の趣意に基づき、団体に寄付する。

遺言執行者は、遺言の趣意に基づき、団体に寄付する。遺言執行費の負担方法については、遺言書に記載しておくことが大切です。

遺言書を作成する際には、遺言執行者の選定や、遺言執行費の負担方法などを決めておくことが大切です。

遺言書を作成する際には、遺言執行者の選定や、遺言執行費の負担方法などを決めておくことが大切です。

最近の新聞記事例

〜朝日新聞から

「遺贈寄付」が注目を集めている。生前に親心の手紙を「遺贈寄付」として、その意思を現世に伝える家族に広く知られるようになった。生前に親心の手紙を「遺贈寄付」として、その意思を現世に伝える家族に広く知られるようになった。

「遺贈寄付」が注目を集めている。生前に親心の手紙を「遺贈寄付」として、その意思を現世に伝える家族に広く知られるようになった。

「遺贈寄付」が注目を集めている。生前に親心の手紙を「遺贈寄付」として、その意思を現世に伝える家族に広く知られるようになった。

「遺贈寄付」が注目を集めている。生前に親心の手紙を「遺贈寄付」として、その意思を現世に伝える家族に広く知られるようになった。

「遺贈寄付」が注目を集めている。生前に親心の手紙を「遺贈寄付」として、その意思を現世に伝える家族に広く知られるようになった。

いま聞く

遺贈寄付 どう広める？

遺贈寄付の普及には、遺言執行者の選定や、遺言執行費の負担方法などを決めておくことが大切です。

遺贈寄付の普及には、遺言執行者の選定や、遺言執行費の負担方法などを決めておくことが大切です。

遺贈寄付の普及には、遺言執行者の選定や、遺言執行費の負担方法などを決めておくことが大切です。

遺贈寄付の普及には、遺言執行者の選定や、遺言執行費の負担方法などを決めておくことが大切です。

遺贈寄付の普及には、遺言執行者の選定や、遺言執行費の負担方法などを決めておくことが大切です。

遺贈寄付

三浦美樹さん

日本赤十字社寄付協会代表理事。遺贈寄付の普及に努めている。

遺贈寄付の普及には、遺言執行者の選定や、遺言執行費の負担方法などを決めておくことが大切です。

遺贈寄付の普及には、遺言執行者の選定や、遺言執行費の負担方法などを決めておくことが大切です。

遺贈寄付の普及には、遺言執行者の選定や、遺言執行費の負担方法などを決めておくことが大切です。

遺贈寄付の普及には、遺言執行者の選定や、遺言執行費の負担方法などを決めておくことが大切です。

遺贈寄付

三浦美樹さん

日本赤十字社寄付協会代表理事。遺贈寄付の普及に努めている。

遺贈寄付の普及には、遺言執行者の選定や、遺言執行費の負担方法などを決めておくことが大切です。

遺贈寄付の普及には、遺言執行者の選定や、遺言執行費の負担方法などを決めておくことが大切です。

遺贈寄付の普及には、遺言執行者の選定や、遺言執行費の負担方法などを決めておくことが大切です。

遺贈寄付の普及には、遺言執行者の選定や、遺言執行費の負担方法などを決めておくことが大切です。

遺贈寄付

三浦美樹さん

日本赤十字社寄付協会代表理事。遺贈寄付の普及に努めている。

遺贈寄付の普及には、遺言執行者の選定や、遺言執行費の負担方法などを決めておくことが大切です。

遺贈寄付の普及には、遺言執行者の選定や、遺言執行費の負担方法などを決めておくことが大切です。

遺贈寄付の普及には、遺言執行者の選定や、遺言執行費の負担方法などを決めておくことが大切です。

遺贈寄付の普及には、遺言執行者の選定や、遺言執行費の負担方法などを決めておくことが大切です。

遺贈寄付

三浦美樹さん

日本赤十字社寄付協会代表理事。遺贈寄付の普及に努めている。

遺贈寄付の普及には、遺言執行者の選定や、遺言執行費の負担方法などを決めておくことが大切です。

遺贈寄付の普及には、遺言執行者の選定や、遺言執行費の負担方法などを決めておくことが大切です。

遺贈寄付の普及には、遺言執行者の選定や、遺言執行費の負担方法などを決めておくことが大切です。

遺贈寄付の普及には、遺言執行者の選定や、遺言執行費の負担方法などを決めておくことが大切です。

遺贈というプレゼント

1. 遺贈とは

キリスト者としての生きた証し
天の御国を待ち望み未来へ託す
天に召されるその前に社会貢献
相続人以外にも遺したい愛の形

2. 寄付のひとつ

遺言による寄付（贈与）を「遺贈」という

※民法986～1003条をご参照

※寄付には生前の寄付（通常）、死因贈与（民法 554条）、
相続財産からの寄付などがあります。

天に召されるその前に

信仰深いあなたには、いずれ神に召されて御国での平安な暮らしが待っています

しかし、天に召されるその前に

地上の信徒にもプレゼントをいただけませんか。世俗的な富にはやや縁遠い学生たちを顧みてほしいのです

そこで、天に召されるその前に

学生たちの学びを支えてください。あなたが熱心に伝えられたキリストの教えを、彼らが引き継いで広めて参ります